別添４

過去の技能コンテストの質疑に対する回答

（※質疑内容については、趣旨を損なわない程度で要約しています。）

１　競技要領（別添２）

該当項目	質疑内容	回答
１（５）ア	「シコロ未着用モデルの防火帽の使用も可とする。」とあるが、防火帽のシコロ取り外し式は未着用モデルとして認められるか。	シコロは隊員の安全を守るものであり、防火帽のシコロ取り外し式のものでシコロを取り外して着用するものをシコロ未着用モデルとして認めることはできない。 ただし、シコロを閉じることまでは求めない。
３（６）ア	各小隊長は隊員等に「おさめ」を下命し、エンジンを停止した後に全隊員は待機線に集合するとあるが、本組織は小隊長が各隊員の降車を確認後車両周囲の安全確認を実施する。その後、小隊長の指揮により各小隊毎に待機線に移動するが、これらの行動は減点対象となり得るか。	いずれの行動についても減点の対象とはならない。 なお、待機線集合時においては、審査要領（別添３減点が多く見られる項目）に記載のとおり、全隊員が待機線に集合前に、中隊長が集合指揮位置に移動している場面が多く見受けられ、減点の対象となっていたため、競技要領（別添２）３（７）を参照の上、競技を実施されたい。
４（１）イ	泡原液搬送車小隊長及び隊員が、大型化学高所放水車小隊の作業を手伝う場合、泡原液搬送車小隊は大型化学高所放水車小隊長の指揮下に入る必要はあるのか。 また、その必要がある場合どういった指示が必要か。	一時的に他隊の操作を支援することについては減点対象とはならない。この場合にあっては、中隊長から各小隊長への下命により、支援隊は受援隊の指揮下に入ることとなる。よって、操作内容を中隊長及び受援車両の小隊長に報告するとともに、中隊長及び受援車両の小隊長は活動内容を掌握する必要がある。ただし、支援については現着から送液等の操作を開始するまでの間に限るものとする。それ以降については、自車の安全管理を要するため、一時的とは認められない。
４（１）オ	パターンＡでの出場に際し、大型化学高所放水車の敷板設置を泡原液搬送車小隊が支援し、４名でジャッキ設置を実施することは減点対象となり得るか。	
４（４）オ	「自車の安全管理を適宜適切に実施すること」とあるが、泡原液搬送車小隊が車両を離れ、大型化学高所放水車小隊の作業を手伝って良いか。昨年の最優秀チームの動画等では、離れて作業を行っている。	
４（５）ア ４（５）キ（ウ）	水利部署は、消火栓１基から双口で取水する、または放水量は2，000ℓ/minの放水が確保できれば、大型化学消防車に消火栓から双口で取水し、大型高所放水車へは75mmホースを使用し、１線で送水することも認められるか。	車両間の送水に使用するホースライン数について競技要領には明示はしていないところであるが本コンテストは実災害を想定し、基本的な活動の体得を図ることを趣旨としていることから車両間の送水は２線で設定されることが望ましい。 ただし、１線での送水について、安全・確実性があり、大型高所放水車の規定放水量である3，000ℓ/minを満たすことのできる旨が分かる資料（写真等）を消防庁特殊災害室担当者宛に送付し、認められた場合には差し支えないものとする。
４（５）ウ	本組織では普段より高所へ65mmホースで２線送水する際は分岐金具を吐出口に接続して送水しているが、問題はあるか。	実災害における該当車両の規定放水量を満たすことのできる旨が分かる資料（写真等）を消防庁特殊災害室担当者宛に送付し、安全及び確実性が認められた場合には差し支えないものとする。
４（５）オ	「車両乗車時の３点支持について」車両後方側に取っ手が付いていないので座席に手を付く形での３点支持で認められるか。	「別記様式２　６　車両特性」に本事項を記載して消防庁特殊災害室担当者宛に再提出し、安全及び確実性が認められた場合には差し支えないものとする。

２　審査要領（別添３）

該当項目	質疑内容	回答
６（２）	パターンＡでの出場に際し、行動審査及び計時審査が同点の場合にタイムの短い順を上位にした場合、車両の構造及び安全管理上タイム競争に不利であると感じるが平等性を図るために今後のコンテストにおける審査方法の変更はあるか。	本コンテストは、自衛防災組織等の防災活動における安全、確実及び迅速性を競うものであることから、減点の有無を競うことを基本としつつ、行動審査の減点が同点であれば計時審査による比較とする。 本コンテストの趣旨に則り、活動の迅速性のみではなく、安全及び確実性を念頭に総合的な防災技能の向上を図られたい。